

香芝市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月25日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第33号

香芝市会計規則の一部を改正する規則

香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第63条第2項中「債券」を「債権」に改める。

第81条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の8第1項第1号」を「第243条の2の9第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2の8第1項第4号」を「第243条の2の9第1項第4号」に、「第234条の2の7」を「第234条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。